

国民健康保険（国保）の資格異動、退職者医療制度の届出をしてください

【資格異動の届出】

加入している医療保険が変わった方は、資格異動の日から14日以内に市役所へ届出をお願いします。

届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

■国保資格ができるとき

○国保の資格を有する方が西条市に転入したとき（転入時に申し出てください）

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき（社会保険喪失証明が必要です）

○健康保険の扶養家族でなくなったとき（社会保険喪失証明が必要です）

■国保資格がなくなる時

○市外へ転出したとき（西条市で使用していた保険証を西条市役所へ必ず返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください）

○就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき（加入している社会保険証原本が必要ですが）

○死亡したとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生が卒業したとき

■住所地特例を受けるとき、更新するとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生（在学証明書が必要です）

○市外の福祉施設に入所している方（在所または入所証明書が必要です）

【退職者医療制度の届出】

国保退職者医療への届出をしていただくと、国保医療費が軽減され、皆さんの国保税負担の抑制につながります。

※保険証に②の印がある方は届出の必要はありません。

■退職者医療制度の対象者

次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者です。

○65歳未満の国保加入者

○老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金などの厚生年金または退職共済年金などの各種共済組合の年金を受給している方で、それらの加入期間の合計が20年以上

または40歳以後に10年以上ある方（国民年金の加入期間を除きます）

■届出に必要なもの

年金証書、印鑑、国民健康

保険証（被扶養者がいれば、その方の保険証も必要です）

【問合せ】

○本庁舎本館市民生活課 市民係

TEL 0897-521-1211

○各総合支所市民福祉課

市民係

市民福祉係（丹原・小松）

私たちの国民健康保険（国保）を守りましょう！

国保制度が、現在全国的に危機的状況となっております。平成22年度の全国の市町村国保全体では、約3900億円の赤字となっております。

これは、増え続ける医療費に対し、それを支える国保税額が、国保加入者の就業構造の変化や長引く景気低迷などで年々落ち込んできていることが原因です。

西条市においても、一時約5億円あった国保基金（国保を安定的に運営するための積立金）も底をつき、国保税などの歳入も多くは見込めないことから、国保の運営は急激に厳しさを増しています。皆さんから納めていただいた国保税を大切に使い、西条市の

国保を守るために、一人一人が日頃から健康づくりと適正な受診を心掛ける事により、医療費の節約をお願いします。

■上手な受診のための注意点

○信頼できるかかりつけ医を持つと、病歴などを把握し、たうで診療してもらえらるので安心です。

○一つの病気で多くの病院にかかる、初診料がそれぞれにかかり、重複する検査や投薬で体に悪影響を与えてしまう恐れもあります。

○時間外、休日、深夜の受診は割増料金がかかります。

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用すると薬代が安くなる場合があります。

○定期的に健康診断を受けること、病気を早期に発見・治療することができ、健康管理にも役立ちます。

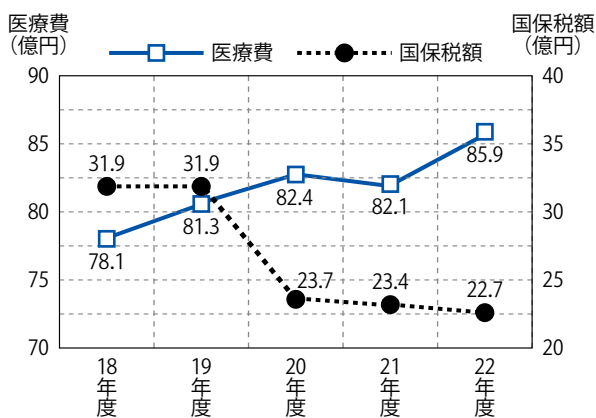
※国保では、重複受診・多数受診の抑制を目的に、一部の方を対象として訪問指導を実施しています。

■問合せ

市庁舎本館国保医療課

TEL 0897-521-1447

■西条市の国保医療費および国保税額の推移



※医療費は、年々上昇が続いていますが、国保税額は減少しています。

※平成20年度は、制度改正により75歳以上の国保加入者等が後期高齢者医療制度に移行したために国保税額が大きく減少しました。